

---

平成26年 第2回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

平成26年6月12日（木曜日）

---

議事日程（第1号）

平成26年6月12日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 常任委員の選任について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 町長諸報告
- 日程第 6 教育行政報告
- 日程第 7 議会報告
- 日程第 8 議案第20号 平成25年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第21号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第10 議案第22号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第11 議案第23号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第12 議案第24号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第13 議案第25号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第14 議案第26号 須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第27号 須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第28号 須恵町立幼稚園授業の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第29号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第30号 須恵町副町長の選任について
- 日程第19 仮議長の選任について
- 日程第20 議案第31号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 議案第32号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第33号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第34号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第24 議案第35号 平成26年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第25 報告第 1号 平成25年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第26 諒問第 1号 人権擁護委員の推薦について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 常任委員の選任について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 町長諸報告
- 日程第 6 教育行政報告
- 日程第 7 議会報告
- 日程第 8 議案第 20 号 平成 25 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 21 号 平成 25 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 10 議案第 22 号 平成 25 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 11 議案第 23 号 平成 25 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 12 議案第 24 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 13 議案第 25 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 14 議案第 26 号 須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 27 号 須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 28 号 須恵町立幼稚園授業の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 29 号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 30 号 須恵町副町長の選任について
- 日程第 19 仮議長の選任について
- 日程第 20 議案第 31 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 21 議案第 32 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 22 議案第 33 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 23 議案第 34 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 24 議案第 35 号 平成 26 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 報告第 1 号 平成 25 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 26 諒問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

---

出席議員（13名）

1番 田ノ上 真	2番 百 田 輝 子
3番 松 山 力 弥	5番 田 原 重 美
6番 荒 木 敏 光	7番 吉 本 實
8番 合 屋 伸 好	9番 今 村 桂 子
10番 三 上 政 義	11番 柴 田 真 人
12番 猪 谷 繁 幸	13番 藤 石 豊
15番 三 角 良 人	

---

欠席議員

14番 原 野 敏 彦

---

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 主任主事 白 水 誠

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・中 嶋 裕 史	教育長・・・・・・・平 松 秀 一
理 事 (事業統括)・・・安 川 敏 幸	
総務課長・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・・・吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・満 行 誠	税務課長・・・・・・・櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・・・・・・畑 江 達 也	都市整備課長・・・・・・・安河内 久 人
地域振興課長・・・・・・・安河内 隆	都市整備課付課長・・・・百 田 剛
上下水道課長・・・・・・・石 井 浩 二	子ども教育課長・・・・稻 永 修 司
社会教育課長・・・・・・・川 津 政 文	出納課長・・・・・・・大 塚 信 夫
総務課課長補佐・・・・・・・平 山 幸 治	監査委員・・・・・・・百 田 清 二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。6月議会はですね、去年は、私は病み上がりで、その前は大雨の何がありまして、ことしは田植え前に雨が少のうございます。何とか雨が、梅雨に入って雨が少のうございますが、降ってもらえばと思っております。本格的な田植えが、来週末から始まると思っております。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内撮影の申し出があつておる、許可したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ここで、4月の町長選挙及び議員補欠選挙におきまして当選されました、中嶋町長に御挨拶、猪谷繁幸議員に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、中嶋町長、お願ひいたします。

○町長（中嶋 裕史） 皆さん、おはようございます。6月定例会を開催いたしましたところ、御多用の中、議員出席を賜りましてありがとうございました。しかしながら、原野副議長が病気欠席ということで心配をいたしております。

また、さきの23年ぶりの須恵町長選挙におきましては、議員各位には大変お世話になり、心から感謝と御礼を申し上げます。多くの町民の方々の信任を得まして、今ではノーサイドの心境で4期目の執務に精励いたしております。

3期を振り返ってみると、前吉松町長が計画されておりました水道の第6次拡張工事、それからボランティアセンター、福祉センターの建設に始まりまして、その後は、平成17年から22年の小泉政権下では、三位一体の改革とあわせまして、合併の特例法の延長、それによりまして、地方の自治体の基幹税であります地方交付税が国レベルで9兆円、本町では約24億円交付いただきおったのが17億円というふうなことで削減されまして、厳しい財政運営を強いられておりましたが、議員皆様方の御支援、町民の方々の御理解、また職員の努力によって、約40名の町職員を削減し、17課あった課を11課へ縮小し、この苦難を乗り越えることができました。全ての皆様方に感謝と御礼を申し上げます。

おかげさまで、今では財政調整基金、これを引き継いだとき以上、約28億円までに積み増すことができました。平成25年度からは、積極的な行財政の運営に努めるということで、本年度の当初予算も過去最高の79億1,000万円を計上することができました。

4期目に当たりまして、私が就任当初から、老後を暮らすなら須恵町で、子育てをするなら須恵町でと夢見ておりましたが、高齢者の女性の平均寿命は、全国1,742市町村の中で、第9位と長寿の町になりました。人口の増加率も、福岡県60の市町村の中で、第4位という伸び率でございまして、魅力ある町へとなりつつあります。

今後のまちづくりの柱は、まず第一に、町民の生命、財産を守る安心・安全のまちづくりを第

一義に、アクアセンターを防災センターに改修し、第一浄水場から第二浄水場への送水管埋設計画を3カ年で計画いたしております。

2つ目は、利便性の向上に力点を置いた、スマートインターを活用したボタ山の開発、さらには、筑紫野・古賀線の早期整備、特に、新原交差点から役場の横の交差点並びに中央駅前広場の改善といったインフラの整備を行っていきたいと思っております。

3つ目は、教育を基盤に据えたまちづくりで、待機児童ゼロを目指した幼稚園の新設並びに学童保育所の整備、これらを支えるコミュニティの充実。

4つ目は、近々の課題であります超高齢社会への対応として、個人の価値観、家族のつながり、地域の連帯、そして社会システムのあり方を問い合わせ直し、高齢者が安心して暮らし続けることができるスマートウエルネスシティの創造に向けて、地域包括ケアシステムの構築や、スマートプラチナ社会への実現に向けて、3期のお礼奉公というより、心機一転、全身全霊を尽くしたいと思い、所信の一端を述べさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） ありがとうございました。

次に、猪谷繁幸議員に、自席でよろしいので、自己紹介をお願いします。猪谷議員。

○議員（12番 猪谷 繁幸） 本日、私、ここに初登場させていただきました猪谷と申します。

行政のほうに30年と8カ月、お世話になり、今回、退職とともに議員という形で、立つ位置がちょっと変わっておりますけども、いろいろ行政に30年間お世話になった間には、諸先輩方、また町長はじめ、皆さん方に大変お世話になりました。

今後は、立場を変えて、また一から勉強させていただいて、少しでも町民の皆様方の声となり足となって頑張っていきたい所存でありますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひしたいと思います。甚だ簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。今後ともよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（三角 良人） 猪谷議員におかれましては、行政ではなく議員としての目で、これから議員活動をお願いしたいと思います。

ただいまから、平成26年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、原野敏彦議員及び印藤教育次長より、今定例会中の欠席の届け出が出ておりますので御報告します。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。

6番、荒木敏光議員。

○議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

6月の6日、午前10時から議会運営委員会を開催し、平成26年第2回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回、提出された案件は、議案が16件、報告1件、諮問1件外、中嶋町長報告及び教育行政報告並びに閉会中の組合議会の報告2件でございます。

議案第30号から第34号及び諮問第1号の人事案件は、提案前に全員協議会において、その取り扱いについて協議したいと考えております。

委員会付託については、議案第20号及び第35号を予算審査特別委員会に付託し、議案第26号及び第27号については、選挙公報特別委員会に付託し、残りの案件については各委員会に付託します。

会期は、本日6月12日より6月19日までの8日間としております。一般質問は、6月16日、午前9時から行います。

また、全員協議会を本日と一般質問終了後、特別会議室において開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 議席の指定

○議長（三角 良人）　日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長が指定することになっていますので、猪谷繁幸議員の議席を12番に指定します。

---

### 日程第2. 常任委員の選任

○議長（三角 良人）　日程第2、常任委員の選任について報告いたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、閉会中においては、議長が指名することができるようになっております。

去る5月1日に、猪谷繁幸議員の所属については、文教厚生委員会を指名しておりますので御報告いたします。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（三角 良人）　日程第3、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を、本日から6月19日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人）　御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を、本日から6月

19日までの8日間と決定しました。

---

#### 日程第4. 会議録署名議員の指名

○議長（三角 良人） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番議員、2番議員を指名します。

---

#### 日程第5. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第5、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。なし。

それでは、町長の諸報告に対する質問に入ります。

先ほど町長が所信表明のような話がありましたので、それについて質問を受けたいと思います。

質問はありませんか。今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） 先ほどの御報告の中で、待機児童対策として、前倒しをして幼児園の建設を行うということでした。その件について、もう少し詳しくお話を伺いたいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 第二幼児園、いわゆるれいんぼ一幼児園を24年度につくり、25年度から開園をしたわけでございますが、非常にこう人気が高くて、そちらに集中しておると。で、園については、園区を設けておりませんので集中していると。

第一幼児園でございましたアザレアのほうに、これは第一保育所と西幼稚園を分離して、西幼稚園のほうに幼児園機能を持たせておるという状況でございますが、その中間にあります山の神広場、ここに、いわゆる新設をしようという計画ですが、これについては、国のほうの補助事業がつくというようなことで、27年度から、それが計画されておりますので、本年中に計画をし、27年度に着工に入りたいというふうなことでございます。

本来ならば、大体5年ぐらいおいてやる予定でございましたが、今、待機児童が非常に多いというような状況から、そこに若干大きな施設をつくって、そうしますと、今度は山の神広場がなくなりますので、新原にありました、いわゆる焼却場跡地、ここに広場の建設をしたいと。そして、駐車場と、それから常設のグラウンドゴルフ場あるいはソフトボールあるいは少年野球ができるような野球の広場を建設したいという考え方でございます。

それから、学童保育所については、第二小学校のほうでは、今回の入学生、1年生で46名ぐらいの希望者があって、当然受け入れができないということで、今、学校の施設を借りて、作法室ですね、ここで学童保育所の機能を持たせておるわけでございますが、これについても、いわゆる第二小学校の、今、学童保育所があります、それを増築すると。移転新設をすると、第一小学校のような考え方ですと国の補助がつきませんので、増設をするということならば補助がつき

ますので、あの位置に大きなものにして、そこで国の補助をいただきながらつくりたいと。あわせて、第一小学校のようなコミュニティの施設もそこにつくりたいということでございます。

だから、学童保育所については、できればもう26年度中につくれればつくっていきたいと。ただ、補助の申請等ありますので、27年度に食い込むかもわかりませんが、幼稚園については、26年度中に計画し、27年度中には新たな施設をつくりたいということでございます。そうしますと、幼稚園も全て完全給食になりますし、ある程度の規模が分かれて、待機児童がなくなるんではないかという考え方でございます。

いずれにいたしましても、子供たちの増加等についても、30年度が一番ピークでございますので、それを過ぎますと、また若干下降線をたどるということでございますので、早々、新しい教室をつくるということも難しい問題がございますので、いわゆる改築をしながらでも対応していきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） 待機児童が非常に多くなってきておりまして、須恵町も人口がふえております。早急な、このような前倒しということで、非常にいいことだと思っております。

もう一点、新原の焼却場跡地の件ですけれども、この件について、焼却場の跡ということで、いろんな調査等が必要になってきておると思いますが、まあ、調査はされてあると思うんですけど、その点は、こういうグラウンドゴルフ場とかいろんなものが来て大丈夫な数値であるかということを、もう一点、お尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 問題はダイオキシンの問題だろうというふうに思いますが、これは水溶性でありますし、その上に客土をして足しますので、ダイオキシンの問題はもう一切問題はないということでございますが、今も平坦地でありますし、いわゆる、何ていいですか、集中的に水が来たときに調整池が必要になるということで、駐車場イコール調整池の役割をするような施設をつくらなければならない。上の池の水利については、旅石区のほうが赤坂地区からずっと向こうに田んぼが、いわゆる住宅地に転用されておりましたので、さほど水としては要らないわけでございますが、旅石のほうで水利権を持ってありますので、その辺、協議しながらですね。今でも雨期になると、水かさを落として、その池そのものに調整池の機能を持たせておるわけでございますが、それとあわせて調整池の役割を持たせた駐車場を機能させたいと。

で、若干、今の土地に客土をして、少しぐらいはレベルが上がると思いますけれども、上に上げてしまいすると、今度は高速道路との兼ね合い等もありますので、余り、その土地かさを上げるということは不可能ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。松山議員。

○議員（3番 松山 力弥） 関連してございますけども、れいんぼー幼稚園ができたばかりでございますけども、今、町長は前倒しで、西のほうに、山の神のほうに計画しておられます、れいんぼー幼稚園の増築等は補助金の関係もありますけども、そういう、増築の考えはないんでしょか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今のところの増築ということは考えておりませんが、今でも待機が出て、32名ですか、ことしの待機の数が。それについては、認可保育所に町の施設を借りて保育所を開設していただきたいということでございましたが、今、保育士の確保等で非常に難しいということでございまして、無認可の、いわゆる保育所、5月から、今、そういう、待機児童を中心とした受け入れをしておると。だから、認可保育所と無認可保育所では、若干、保育料の差がありますので、それについては、就学援助というような、就園補助という形で、その差額については町のほうで負担をしていきたいという考え方のもとに、今、30人程度の待機児童の受け入れをやっております。

同じ待機児童でもいろいろありますて、これから、その、仕事につきたいために園を申し込んでおるという人たちもおられますし、実際にもう子供を預けておったけども、産休で休んで、その間は見守りがありますので、園を退園しなければならないというような状況で待機という形が出たものもありますので、32名中30名ということでございますので、今のところ、本町においては、そういった待機という問題は起こっておらないという状況でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質問を終結します。

---

#### 日程第6. 教育行政報告

○議長（三角 良人） 日程第6、教育長の教育行政報告を求めます。平松教育長。

○教育長（平松 秀一） おはようございます。平成25年度教育行政報告並びに26年度の方向性について、御説明申し上げます。

平成25年度は、5年前に本議会において承認していただきました、須恵町教育振興基本計画の中長期5年終了期に当たり、中期到達目標から、今後の施策について御報告申し上げます。

私が教育長を拝命した平成20年10月当時の喫緊の課題としまして、一部の児童生徒の荒れを起因とする学校規律の乱れが顕著化しており、学校運営に大きな影響を及ぼしておりました。そのような中で、教育施策の大きな柱に社会教育を含めて、心の教育に取り組む方針を打ち出し、本議会の同意をいただき、感動する心、感謝する心、共感する心の教育に取り組んでまいりました。

その大きな流れの中で取り組んでまいりましたのが、保育所、幼稚園、小学校、中学校での切れ間がない教育支援であり、現在では、幼保小中融合教育として歩み出しております。

特に、成果として挙げることができますのが、就学前教育で取り組んでおります、幼児すぐすく教育プログラムであり、論語の素読、鉛筆の持ち方指導、そろばん指導による規範意識の高揚、第一小学校で取り組んでおりますメモリアルトライ、目指せナンバーワンでのロープジャンプ、和太鼓、よさこいを通した自立心、仲間づくりなどの成果による校内活動の正常化、中学校においては、小学校との連携による指導工夫の改善により、学習環境の改善などが挙げられ、現在では静かな環境で学習に取り組めるまでに改善されております。

また、社会教育においては、各種団体の活性化に取り組み、静かな世代交代を迎えており、この5年間を通して全体的には成果が出てきているところであります。しかしながら、小中学校の学力では、5年前に掲げました、全国学力・学習状況調査において、小学校は全国平均プラス5ポイント、中学校はプラス2ポイントという目標を達成することができませんでした。ただ、個別で見ていきますと、小学校は過去7年間で最も高い結果を得ており、国語A以外では、福岡県平均を超える成果を上げております。

また、算数A・Bは、平成23年度から25年度は、県平均を超えております。中学校は、平成22年度から、どの教科も右肩上がりの傾向であり、国語A・Bは、平成23年度から25年度まで、県平均を超える成果を上げております。

須恵町教育振興基本計画の最終年度であります平成30年度の数値目標は、小学校は全国平均プラス10ポイント、中学校、全国平均プラス5ポイントの達成に向けて、学力向上検証委員会の総力を挙げて、学力向上に取り組んでまいります。

これから教育委員会の施策ですが、基本的には、昨年まで取り組んできました内容を徹底して取り組んでいき、安心して住める町、教育のためのまちづくりに邁進していきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、さきに配付させていただきました、いきいきネットすえ中期到達目標の分析、今後5年間に総合的に取り組むべき施策に掲載しておりますので御一読ください。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより、教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

---

#### 日程第7. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第7、これより議会報告に入ります。

閉会中に、北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。7番、

吉本實議員。

○議員（7番 吉本 實） おはようございます。

早速ですが、北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

平成26年5月12日に、古賀市役所会議室において、第1回臨時会が開催されました。議案は、工事請負契約の締結についてで、工事名、北筑昇華苑待合室増築等工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額、1億6,038万円、工事請負人、福岡県古賀市久保547番地10、松本建設株式会社代表取締役松本博定、工期は平成27年3月10日となっております。全員賛成で可決されました。詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただけますようよろしくお願ひいたします。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の議会議員の報告を求めます。

10番、三上政義議員。

○議員（10番 三上 政義） おはようございます。

それでは、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告をさせていただきます。

平成26年5月30日に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会において、第1回臨時会が開催されました。

議案第4号は一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてで、歳入歳出予算の総額6,356万9,000円に歳入歳出それぞれ302万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,054万3,000円とするものでございます。

これは、篠栗事業区及び宇美事業区の収入間伐事業のおくれにより、造林補助金、間伐収入に不足が生じたため、財政調整基金の繰り入れが必要となったもので、一般会計補正予算を編成し対処するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分されたもので、全員賛成で可決しました。

議案第5号は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合監査委員の選任についてでございます。

提案理由は、監査委員の任期満了に伴うもので、全員賛成で同意され、新監査委員に、住所、糟屋郡篠栗町大字篠栗2884番地1、氏名、藤佳光氏が選任されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただけますようよろしくお願ひいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なし

と認めます。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

全員協議会を開催いたしますので、議員の方は、特別会議室に集合願います。再開を全員協議会終了後といたします。

休憩に入ります。

午前10時31分休憩

-----  
午前10時53分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
日程第8. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第20号 平成25年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。提案理由の説明を行います。

議案書の1ページをお開きください。

議案第20号 平成25年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてでございます。

平成25年度の一般会計予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第6号）を提出し、議決いただいたところでございますが、その後に、予算の補正の必要が生じたわけでございますが、議会を招集して補正予算案を提出する時間的余裕がありませんでしたので、3月31日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成25年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページ、平成25年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,822万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7,508万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入ですが、4款配当割交付金から、14款県支出金までは収入見込み額に合わせて増減調整を行っております。

17款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金の減額を1億4,000万円行います。

次に、3ページです。

歳出でございますが、3款民生費につきましては、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額でございます。

8款土木費については、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額。

10款教育費については、少人数指導雇い賃金の減額でございます。

今回の補正で、基金の繰入金の減額により、平成25年度末での基金残高は、先ほどの町長の所信表明でも述べられましたとおり、財政調整基金、減債基金、合わせて28億6,000万円余りの基金が維持できる見込みでございます。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成25年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を、予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができるておりますので御報告します。

委員長に、今村桂子議員、副委員長に、合屋伸好議員であります。

---

#### 日程第9. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第21号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） おはようございます。きょうが初めてですので、お聞きづらいところが数多くあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

では、議案書2ページをお願いいたします。

議案第21号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

平成25年度の須恵町国民健康保険特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となつたため、去る3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、ここに報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成25年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の12ページをお願いいたします。

平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,731万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

次の13ページをお願いします。

第1表ですが、歳入歳出とともに、決算の見込み額に合わせて増減補正を行っております。

まず、歳入でございます。

3款国庫支出金から7款共同事業交付金までの補正につきましては、国・県社会保険診療報酬支払基金国保連合会から、それぞれの負担金補助・交付金、それぞれ確定しておりますので、その決算見込みによりまして増額の補正をしております。

8款繰入金につきましては、先ほどの国庫支出金等の増額補正と、次に説明いたします歳出補正額によりまして、1億1,974万6,000円の減額補正としております。

次に、14ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、保険証交付事務の不用額の減額でございます。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費、2項高額療養費、3項出産・育児諸費、それぞれの決算見込みによりますところの不用額の減額でございます。

8款保険事業費につきましては、特定健診事業の決算見込みによります不用額の減額でございます。

10款予備費の補正につきましては、収支の調整によりまして減額をいたしております。

以上、報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第21号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成25年度須恵町国民

健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを、文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第10. 議案第22号

○議長（三角 良人）　日程第10、議案第22号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠）　議案書3ページをお願いします。

議案第22号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

平成25年度の須恵町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第2号）を提出いたしまして議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となつたため、去る3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、ここに報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成25年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算25ページをお願いいたします。

平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,939万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

次の26ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、収入見込み額によりまして204万円の増額補正しております。

3款繰入金につきましては、歳入歳出決算収支の見込みによりまして348万円の減額補正しております。

次に、27ページをお願いします。

歳出でございます。

4款予備費につきましては、不用額としまして100万円全額を減額補正しております。

以上、報告しまして承認を求めるものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人）　これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第22号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを、文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第11. 議案第23号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第23号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

議案第23号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

補正予算書の32ページをお願いします。

平成25年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,187万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

33ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款1項負担金、補正額130万円並びに2款1項使用料、補正額170万円、それぞれ決算見込みにより増額補正をしております。

5款1項他会計繰入金、補正額1,200万円の減額は一般会計繰入金の減額でございます。

34ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項下水道事業費、補正額900万円の減額は、委託料及び工事請負費の執行残並びに補償、補填等の精査による減額でございます。

以上、審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第23号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを、総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第12. 議案第24号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第24号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木税務課長。

○税務課長（櫻木 幹夫） おはようございます。

前回、3月議会におきまして、専決することをお知らせしておりましたので、その報告でございます。

5ページのほうをお開きください。

議案第24号でございます。須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に交付され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

次のページ以降に、改正文、それから新旧対照表につきましては、添付をしております。

さらに、お手元のほうに資料のほうを配付しておるかと思います。資料の内容につきましては、総務省からの抜粋ではございますが、内容について、国税に関するものも含んでおりますので、今回、地方税について、要約して改正の概要についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、軽自動車税の見直しでございます。軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、そのほかは約1.25倍に引き上げられます。

それから、原付及び二輪車の標準税率を1.5倍、これは最低2,000円でございますが、引き上げとなります。

さらに、グリーンを進める観点から、最初の新規車検から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率のおおむね20%が引き上げとなります。

次に、地方法人課税の見直しでございます。消費税率8%段階におきまして、法人住民税の法人税割の税率が引き下げとなります。

須恵町におきましては、制限税率をとっております。現在 14.7% の税率でございますが、これが 2.6% 引き下げとなりまして 12.1% ということになります。税率引き下げ相当分につきましては、新たに国税として創設されることになります。

最後に、固定資産税の見直しでございます。

現在、新築住宅におきましては、減額措置がとられておりますが、これが 2 年延長となります。さらに、耐震改修が行われた既存の建物に関しまして、新たに減額措置が創設となります。

最後に、公害防止施設整備について、新たにわがまち特例が導入となります。

詳細につきましては、委員会のほうでじっくりとお話をさせていただきたいと思います。

以上、審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 24 号を、総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを、総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第 13. 議案第 25 号

○議長（三角 良人） 日程第 13 、議案第 25 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） では、議案書 54 ページをお願いいたします。

議案第 25 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでござります。

これは、3月議会、3月 20 日の最終本会議におきまして申し出をしておりました専決処分でございます。

提案理由といたしましては、先ほどの議案第 24 号の税条例と同様でございますが、国民健康保険税としまして、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充を行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じ専決処分をしたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。

1 ページ飛びまして、56 ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第 3 条第 3 項及び第 4 項の改正でございますが、国民健康保険税の算定方法につきましては 3 本ございまして、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 つの合計が課税額とな

りますが、今回の改正では、そのうちの後期高齢者医療支援金分及び介護納付金分の課税の限度額を、それぞれ2万円引き上げるものでございます。

まず、第3条第3項でございますが、後期高齢者支援金等課税の限度額を14万円から16万円へ、第4項におきましては、介護納付金課税の限度額を12万円から14万円へ改正するものでございます。

次の57ページをお願いします。

第25条の改正でございますが、本文中の改正は、先ほどの限度額の改正に係るものでございます。

ここでの改正は、国民健康保険税の減額につきまして、その軽減判定に係ります所得金額の引き上げを行う改正でございます。

まず、第25条第2号でございますが、右側の改正前では、人数に納税義務者、いわゆる世帯主を除いて計算しておりましたが、その文言を削りまして、軽減判定の所得金額を引き上げるものでございます。

ここでは、5割軽減世帯の拡大を図ります。

次の第3号では、被保険者1人につき35万円で計算していましたものを、45万円へ改正しまして、軽減判定の所得金額を引き上げるものでございます。ここでは、2割軽減世帯の拡大を図ります。

2ページ前に戻っていただきまして、55ページをお願いします。

附則のところです。

施行期日第1条、この条例は、平成26年4月1日から施行する。適用区分第2条、改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第25号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを、文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第26号 須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書の58ページをお願いいたします。

議案第26号 須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案の理由でございますが、須恵町の議会議員及び須恵町長の選挙における候補者の政見等を有権者に周知する選挙公報を発行するため、条例の制定を提案するものでございます。

次に、59ページをお願いいたします。

条例の内容でございます。第1条には趣旨、第2条には公報の発行について、第3条では、公報掲載分の申請について、第4条では、発行手続について、第5条で、公報の配布について、第6条では、発行を中止する場合の規定について。

次の60ページ、第7条では、選挙管理委員会の委任規定を定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひをいたします。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第26号を、議長を除く13人で構成する、選挙公報特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号 須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを、選挙公報特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に、荒木敏光議員、副委員長に、合屋伸好議員であります。

---

#### 日程第15. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第27号 須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書61ページをお願いいたします。

議案第27号 須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案の理由は、ポスター掲示場の設置法令根拠を改めること、また、ポスター掲示場の数を、国政選挙及び福岡県の選挙と同数にするため条例を改正するものでございます。

63ページの新旧対照表で御説明をいたします。

右側の改正前の第1条、ポスター掲示場の設置法令根拠を、公職選挙法「第144条の4」から、改正後は「144条の2、第8項」に改めます。

それから、「須恵町長の選挙及び須恵町議会議員の選挙」という文字文句を公職選挙法の文字文句に合わせまして、「須恵町の議会の議員及び町の選挙」というふうに名称を改めさせていただきます。

第2条では、公職選挙法施行令に規定された数に2を乗じた数のポスター掲示場としておるもの、改正後は国政選挙、福岡県の選挙と同様、公職選挙法施行令どおり、33カ所を2分の1にするものを提案するものでございます。

62ページに戻っていただきまして、一番最後の、附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第27号を先ほど設置しました選挙公報特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号 須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例を、選挙公報特別委員会に付託します。

---

#### 日程第16. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第28号 須恵町立幼稚園授業料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稻永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稻永 修司） 失礼します。議案書64ページでございます。

議案第28号 須恵町立幼稚園授業料の減免に関する条例の一部を改正する条例、須恵町立幼稚園授業料の減免に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条第3項に定める平成26年度の補助限度額が通知されたことにより、補助金交付基準及び補助限度額を改正するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

67ページの新旧対照表で説明いたします。

まず、全体にわたりまして、文言の改正をいたします。

減免の対象が授業料と入園料ですので、「授業料」とありますものを「授業料等」と改めます。

第2条で、ひらがなの「もの」とありますものを、漢字の「者」に改正いたします。

それから、第3条で、減免対象者の区分を、国の要綱と同様にいたします。「ア」といたしまして生活保護世帯、イ、町民税非課税世帯及び町民税の所得割が非課税世帯、ウ、上記のア、イ以外の世帯」と改正いたしまして、減免対象者の所得制限を撤廃いたします。

次に、69ページをお願いいたします。

別表1につきましても、国の要綱どおり改め、低所得世帯と、多子世帯の保護者負担の軽減を拡充するものでございます。

66ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第28号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号 須恵町立幼稚園授業料の減免に関する条例の一部を改正する条例を、文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第17. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第29号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の71ページをお願いします。

議案第29号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、上の原地区農業集落排水処理施設の地域は、下水道使用料の増加が著しく、施設の処理能力を超えるおそれがあるため、ことしの3月31日で、公共下水道に切りかることになり、同排水処理施設を廃止するため、当該条例の一部を改正する必要が生じましたので、提案するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明したいと思います。

73ページをお願いします。

右側の改正前の別表第1中、2段目で、施設の名称「上の原地区農業集落排水処理施設」。

「1、須恵町大字佐谷1181番地1、区域、上の原地区」を、改正後は削除するものでございます。

72ページへ戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第18. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第30号 須恵町副町長の選任についてを議題とします。本件につきましては、地方自治法第117条の規定を準用し、平松秀一教育長の退席を求めます。出たな。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第30号、74ページでございます。

須恵町副町長の選任についてでございますが、前稻永張美副町長が、辞任のために空席となつておりました副町長につきまして、地方自治法第62条の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字上須恵468番地、氏名、平松秀一、生年月日、昭和29年12月5日生まれ、59歳。任期として、平成26年7月1日から、平成30年6月30日まで。

提案理由といたしましては、経歴が次のページに載っておりますが、職歴の中を見させていただきますと、福祉、事業、教育と、幅広い知識を有しておりますことから、今回推薦するものでございます。御審議、同意方、よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号須恵町副町長の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。  
ここで、退場を解除し、平松秀一氏の入場を求めます。

[教育長入場]

○議長（三角 良人） ここで、改めて報告いたします。

議案第30号須恵町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、申し合わせにより、新しく須恵町副町長の選任同意を受けられました、平松秀一氏に御挨拶をお願いします。

○教育長（平松 秀一） まず初めに、今まで、教育委員会在任中、本議会の御支援・御協力を賜りまして、何とかここまでやってこれました。深く感謝と御礼申し上げます。

そして、このたび須恵町長様、本議会議員の皆様に、伝統ある須恵町の副町長に選任していただきましたことを、心から感謝と御礼を申し上げます。

これからは、須恵町長並びに本議会が積み上げてこられた功績に傷をつけないように、そして、中嶋町政に携わるもの、全ての人たちの悲願であります、安全で安心して住める町、子育てるなら須恵町で、老後を過ごすなら須恵町での定着に向けて、微力ながらも粉骨碎身頑張ってまいりますので、今まで以上に御支援賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。（拍手）

---

### 日程第19. 仮議長の選任

○議長（三角 良人） 日程第19、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

議案第31号については、地方自治法第117条の規定により、私が除斥となりますので、この議案に限り、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第31号については、仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

仮議長については、合屋伸好議員を選任いたします。

[議長退場]

○仮議長（合屋 伸好） 短いお役をいただきましたが、余計なことを言わずに、早速進めたいと思います。

---

### 日程第20. 議案第31号

○仮議長（合屋 伸好） 日程第20、議案第31号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第31号、ページ、76ページでございます。

須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、固定資産評価審査委員会の委員に、下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字旅石886番地8、氏名、稻永幸子、生年月日、昭和26年12月19日生まれ、62歳。任期、平成26年7月1日から平成29年6月30日までの3カ年でございます。

提案理由といたしましては、現固定資産評価審査委員会委員であります、長田フミエ氏が平成26年6月30日をもって任期満了となつたため、その後任とするものでございます。この委員につきましては、各校区から選任をいたしております。

ちなみに、一小校区では貝原雅俊氏、三小校区では、渡辺親善氏が、現在委員として選任されておられます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○仮議長（合屋 伸好） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（合屋 伸好） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○仮議長（合屋 伸好） 起立多数であります。よつて、議案第31号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、退席とさせていただきます。ありがとうございました。

〔議長入場〕

---

## 日程第21. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第21、議案第32号 須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第32号、78ページでございます。

須恵町教育委員会委員の任命についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、宇美町宇美1丁目2番22号、氏名、安河内文彦、生年月日、昭和28年5月2日生まれ、61歳。任期といたしまして、平成26年7月1日から平成30年6月30日でございます。

提案理由といたしましては、現在、教育委員で委員長をしてあります阿部隆叙氏が平成26年6月30日をもって任期満了となるために、その後任として同意を求めるものでございます。

経歴といたしましては、ここには書いておりませんが、宇美町で3年ほど奉職し、その後、教職の免許を取得されまして、職歴といたしましては、第三小学校の教頭、それから第三小学校の校長ということで、本町の目指しておりますコミュニティの推進に携わっていただいて、その間、非常に成績を上げていただいたという関係から、今回推薦をするものでございます。審議、同意方、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第32号 須恵町教育委員会委員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

---

## 日程第22. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第33号 須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第33号、80ページでございます。

同じく、教育委員の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字佐谷1354番地2、氏名、長澤貢多、生年月日、昭和43年3月25日生まれ、46歳。任期といたしまして、平成26年7月1日から平成30年6月30日までございます。

提案理由といたしましては、現在、教育委員であります三丸佐代子氏が、26年6月30日を

もって任期満了のため退任されますので、その後任として選任を求めるものでございます。

ちなみに、小学校区単位があるわけでございまして、そこから均等にということで、こちらは一小校区からというふうな選び方をいたしております。

経歴等につきましては、81ページにあります、いわゆる社会教育委員あるいはPTAの活動も十分行ってあるということで、知識豊富であるということから、今回選任をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第33号 須恵町教育委員会委員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

---

### 日程第23. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第23、議案第34号 須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 失礼します。

同じく、教育委員会委員の任命でございますが、議案第34号、82ページでございます。

教育委員会の委員を任命したいので、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字新原376番地9、氏名、本山和恵、生年月日、昭和41年8月1日生まれ、47歳。任期としては、平成26年7月1日から平成28年9月30日でございますが、これは、現教育長であります平松教育長の後任ということで、残任期間であるということになるわけでございます。

それから、選出の方法としては三小校区からということと、保護者代表というのが、教育委員の中で、選任の中で入れられておりますので、保護者の代表の中からということでございます。

ちなみに、あと第二小学校校区では、今泉靖親氏、それから、渡邊澄子氏が教育委員としておられます。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第34号 須恵町教育委員会委員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

---

#### **日程第24. 議案第35号**

○議長（三角 良人） 日程第24、議案第35号 平成26年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書84ページでございます。

議案第35号 平成26年度須恵町一般会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法の規定により、平成26年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成26年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページ、平成26年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,328万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億3,328万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入ですが、14款、16款、19款に特定財源を計上しております。そして、18款繰越金で、今回の補正予算で特定財源を充当し、なお不足する額を繰越金1,824万3,000円で財源手当をしております。

次に、3ページ、歳出でございますが、主なものを申し上げます。

2款総務費においては、コミュニティー助成事業の備品購入費、3款民生費、児童福祉費において、職員の人物費と学童保育所委託料の増額、3款商工費においては、プレミアム商品券発行の補助金100万円でございます。

10款教育費では、3項中学校費で、弁当給食の配膳室設計委託料など、それから4項幼稚園費では、議案で提案されました条例改正議案が出ておりました、幼稚園の就園奨励費の補助金の増額補正でございます。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第35号を、先ほど設置しました、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号 平成26年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を、予算審査特別委員会に付託します。

---

#### 日程第25. 報告第1号

○議長（三角 良人） 日程第25、報告第1号 平成25年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書85ページでございます。

報告第1号 平成25年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

平成25年度の一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

86ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、事業名、第一小学校校舎耐震補強事業、金額、4,335万4,000円、翌26年度への繰越額、全額4,335万4,000円でございます。

この財源内訳といたしまして、未収入特定財源、国庫補助金1,813万8,000円、地方債1,810万円、残り一般財源711万6,000円でございます。

以上のとおり報告します。

○議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

## 日程第26. 諒問第1号

○議長（三角 良人）　日程第26、諒問第1号　人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史）　諒問第1号でございます。87ページでございます。

人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権擁護委員法の6条3項の規定に基づきまして、人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木185番地116、氏名、木下澄子、生年月日、昭和25年3月18日生まれ、64歳。任期として、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3ヶ年でございます。

提案理由といたしましては、現在、人権擁護委員であります木下澄子氏の任期が9月30日をもって任期満了となるために、後任委員として再選をお願いするものでございます。

ちなみに、あとは、丸山信幸氏、それから、今泉守正氏、それから平嶋峰晴氏、東郷晴美氏、保育所の保母をしてありました東郷さんの方で、そういう方がほかにおってあります。

再任を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人）　これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人）　御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人）　起立多数であります。よって、諒問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり可決し、賛成することに決定しました。

---

○議長（三角 良人）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月16日、午前9時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時57分散会

---